

(No.469)

ごかのお知らせ

お知らせ

10月1日から小児マル福が改正されました

(町民税務課)

県と町が一体となって行っている、妊産婦・小児・ひとり親・重度心身障害者の方々への医療福祉費の助成(マル福)のうち、小児マル福が次のように改正されました。

【改正①】

対象年齢が「小学6年生まで」から「中学3年生まで」に拡大となりました。

(※所得制限あり)

【改正②】

外来自己負担金の還付が未就学児までに縮小となりました。

新たに申請が必要となる方には、個別に通知をしております。まだ申請をされていない方は、早めにご手続きをお願いします。

※1 外来自己負担金：1医療機関1回600円(月2回まで)を自己負担金として医療機関へお支払いいただくものです。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965(直通)

行政相談週間

(総務課)

行政相談週間(10月20日～26日)が始まります。

毎日の暮らしの中で、分かりづらい道路案内標識の改善、施設等をバリアフリーにしてほしいなど、困っていることはありませんか。

このような時は、行政相談員にご相談ください。町では、細井博さんが行政相談員として活動しております。

また、合同相談会及び町行政相談所が次のとおり開設されます。ご相談は、無料・秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。

○合同相談

日時 10月29日(水)

午前10時30分～午後3時

◆場所

下妻公民館 2階大会議室
◆参加機関(予定)

水戸地方方法務局、茨城労働局、日本年金機構下館年金事務所、茨城県、茨城県警察本部、下妻市、茨城県弁護士会、茨城司法書士会、関東信越税理士会茨城県支部連合会、行政相談委員、茨城行政評価事務所

○町行政相談所

日時

10月22日(水)

午後1時30分～午後4時

◆場所 ひばりの里

○お問い合わせ

◆総務省茨城行政評価事務所

行政相談課

☎0570-090110

◆総務課 秘書広報G

☎(84)1111(内線214)

臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金の申請を忘れていませんか

(健康福祉課)

臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金の申請期間を、平成27年1月5日(月)まで延長します。

申請がお済みでない方は、早めに申請をお願いします。

※申請書は、給付対象者の方へ6月末に郵送しています。

(申請書を紛失してしまった場合は、役場にて再交付します。)

【臨時福祉給付金】

・申請、受給者の本人確認書類(運転免許証等の写し)

・通帳の写し

※65歳未満の方で年金を受給されている方は、6月に年金機構から送付された「年金額改定通知書」の写し

【子育て世帯臨時福祉給付金】

申請、受給者の本人確認書類(顔写真のある証明書の写し)

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G

☎(84)0006(直通)

五霞町消防協力金にご協力ありがとうございました

(生活安全課)

町民のみなさんには、行政区を通じて消防団の活動支援として964,200円の拠出金をいただきました。ありがとうございました。

みなさんからご協力いただいた拠出金は、消防団の活動資金の一部に役立てさせていただきます。

今後とも消防団活動に対し、ご理解とご支援をお願いします。

○お問い合わせ

生活安全課 ぐらし安心G

☎(84)3618(直通)